「目利き番頭 船えもん」デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は「目利き番頭 船えもん」のデザイン等を使用する場合の取り扱い に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおり とする。
 - (1) 「目利き番頭 船えもん」の名称、イラスト、又はこれらに準ずるもの
 - (2) デザインガイドマニュアル デザインの使用方法等について、船橋市が定めたもの
 - (3) 物品 デザイン等を使用した広報物、景品及びこれらに準ずるもの

(使用の範囲)

第3条 デザイン等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、国その他の地方公共団体及びこれらに準ずる機関が船橋市の PR及びこれに準ずる業務の目的で使用するときは、この限りでない。

(使用承認申請)

第4条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」)は、あらかじめ、「目利き 番頭 船えもん」デザイン等使用承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市 長に提出しなければならない。

(使用承認等)

- 第5条 市長は、前条の申請内容が次のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用 を承認するものとする。
 - (1) 市の観光プロモーションや地場産品のPRに寄与するとき。
 - (2) 市が実施する事業の推進に寄与するとき。
 - (3) その他、市長がキャラクターの使用が適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは、申請者に対し、「目利き番頭 船 えもん」デザイン等使用承認通知書(第2号様式)により通知する。
- 3 第1項の承認には、条件を付することができる。
- 4 市長は、前条の申請内容が次のいずれかに該当するときは、申請者に対し、「目利き番頭 船えもん」デザイン等使用不承認通知書(第3号様式)により通知する。
 - (1) 市が実施する事業の推進に寄与しないおそれがあるとき。
 - (2) 法令等又は公序良俗に反する行為をしたとき、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教及び営利団体を支援又は公認しているような誤解を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。
 - (4) デザインガイドマニュアルに従ってデザイン等を使用しないおそれがあるとき。
 - (5) 「目利き番頭 船えもん」のイメージを損なうおそれがあるとき。

(7) その他、市長が公益上の理由や著作権管理の観点から使用が不適当と認めるとき。

(承認の期間)

- 第6条 前条第1項に規定する使用の承認(以下「使用承認」という。)をする期間は、 使用承認をした日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が特別の事情がある と認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、あらためて第 4条に規定する申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

- 第8条 デザイン等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる 事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、市長の付する条件に従うこと。
 - (2) デザイン等の使用権を譲渡し、又は貸与しないこと。
 - (3) デザインガイドマニュアルに基づき、デザイン等を正しく使用すること。
 - (4) 使用承認を受けて作成した物品(以下「成果品」という。)は、速やかに、市長に 提出すること。ただし、成果品の提出が困難と認められるものについては、その写 真の提出をもって代えることができるものとする。
 - (5) 市長から要請があったときは、デザイン等の使用実態を速やかに報告すること。
 - (6) 関係法令等を遵守すること。

(使用承認の取消し)

- 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を 取り消すことができる。
 - (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 第5条第3項及び第9条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第5条第4項各号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 第8条の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、「目利き 番頭 船えもん」デザイン等使用承認取消通知書(第4号様式)により通知する。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者(以下「承認取消者」という。)は、 前項の通知があった日以降、使用承認を受けて作成した成果品の使用、配布、掲示等 をしてはならない。
- 4 承認取消者は、成果品(掲示物及び展示物等の回収可能なものに限る。)の回収を 自ら行わなければならない。
- 5 第1項の規定による取り消しをした場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

(市の責任)

第11条 市は、使用者がデザイン等の使用に際して受けた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、デザイン等の使用に際し、市に対して損害を与えたときは、その 損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。